

市営住宅申込案内

御前崎市

1. 申込み資格

次の(1)から(7)のすべてに該当する方。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族のある方。ただし、離婚調停中などの特別な理由がなく、夫婦が別居したり、世帯員以外の者を同居させるなどの不自然な世帯の申込みはできません。なお、次の場合は同居親族に含みます。(60歳以上は、一人暮らし対応有り)

イ) 婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情のある方。

ロ) 入居可能日から3ヶ月以内に同居できる婚姻予定者。

* 実際は、同居しない人を住民票のみ移動させて、同居人として申込みをすることは、できません。後日、発覚した場合は直ちに退去していただきます。

- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかな人。

- (3) 申込者及び同居しようとする親族の、過去一年間(平成19年1月1日～平成19年12月31日)の所得から算出した金額が、次の基準額に該当する方。

① 一般世帯 月額 200,000円以下 ② 裁量世帯 月額 268,000円以下

なお、裁量世帯は申込者または、同居者が下記に該当する方。

イ) 身体障害者手帳に記載された障害の程度が1級から4級までの方。

ロ) 療育手帳に記載された障害の程度がA及びB又は同程度と認められる方。

ハ) 精神障害者福祉手帳に記載された障害の程度が1, 2級まで又は同程度と認められる方。

ニ) 戦傷病者手帳(特別項症から第6項症まで又は第1款症)の交付を受けている方。

ホ) 原子爆弾被爆者の認定を受けている方。

ヘ) 引揚者で本邦に引揚げた日から5年を経過していない方。

ト) 世帯主が60歳以上の方であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上である場合。(同居者のいずれもが18歳未満である場合を含む。)

チ) ハンセン病療養所入居者等に該当する方。

リ) 小学校就学前の子供のいる世帯。

- (4) 確実な連帯保証人のある方。

* 原則として市内在住の所得のある方。(入居者と同等程度以上の収入のある方)

また、入居者が万一家賃を滞納したり、法令等違反した場合、入居者に代って一切の責任を負っていただきますので、この点を連帯保証人の方に十分説明してください。

また、市営住宅に在住の方を除く。

- (5) 税金、水道料、国民年金など滞納していない方。

- (6) 地元町内会に加入し、町内会活動に協力できる方。

- (7) 外国人の申込みの場合は、永住許可を、与えられていることが条件となります。

2. 申込み及び問い合わせ先

御前崎市管理課

TEL0537-85-1124

御前崎支所(総務係)

TEL0548-63-6801

3. 申込み方法

- (1) 所定の「市営住宅申込書」に記入の上必要書類を添付して、本人又は家族の方が申し込んでください。郵送による申込みは受付けておりません。
- (2) 申込みは1世帯1住宅に限ります。
- (3) 申込書その他の提出書類は、原則としてお返しいたしません。

4. 申込書の記入方法

- (1) 所要記載欄に必要事項はすべて詳細、かつ、正確に記入してください。
- (2) 自宅及び勤務先の電話番号は必ず記入し、現住所がアパート等の場合は、その名称、部屋番号まで記入してください。
- (3) 申込書の理由欄には該当するものを○で囲み、その詳細を書いてください。
- (4) 現住所の案内図は目標となるものを記入し、明瞭に書いてください。

5. 入居者の決定方法等

- (1) 抽選または書類審査により決定します。
- (2) 申込みをされた方について、個別に実情調査(申込書及び添付書類を調査)をした結果虚偽の記載がある場合は、その申込みは無効になります。
- (3) 入居にあたっては、原則として部屋(棟、階数)の指定はできません。
- (4) 婚約予定者での申込みは、入居可能日から3ヶ月以内に同居できる方に限ります。
- (5) 指定された期日までに、敷金の納付及び請書等の作成をされない場合は、無効になります。

6. 入居に関する留意事項

- (1) 入居決定者は、入居前に家賃の3ヶ月分を敷金として納入していただきます。
(敷金は退去時に返金します。但し、破損箇所、汚れ等がある場合には、原形に復すように敷金から修繕費を充当します。)
- (2) 入居者の方々が共同で使用する階段、集会場、児童遊園、広場、外灯、共同水道、汚水処理施設等の電気料、水道料その他の維持管理に要する費用(自治会で経理)は家賃とは別途負担していただきます。このため、入居後すみやかに団地自治会に加入していただきます。
- (3) 下水道(公共下水、集落排水)完成後は、組合に加入して下水道使用量を個人負担していただきます。
- (4) 照明器具は各自持ち込みです。
- (5) 団地内で、犬、ねこ、さる等の動物を飼うことはできません。
- (6) 団地内の雑草、ごみ、水路等の管理は入居者全体の責任とします。
- (7) 駐車場は、1世帯1台のみです。(2台以上所有の場合は、各自で駐車場を用意していただきます。)

7. 収入申告について

市営住宅の入居者の方々に毎年度収入の申告をしていただきます。収入申告に基づき、その翌年度からの家賃が決定されます。

なお、申告をされなかった入居者の家賃は、近傍の民間家賃並と高額になる場合や、退去させられる場合がありますので、必ず申告してください。

申告書等は、その都度、市より配布いたします。

収入基準算出のしかた

(1) 収入を得ている方が1人の場合

① 給与所得者

$$\frac{\text{給与所得控除後の金額}}{12\text{ヶ月}} - \left(\frac{\text{本人を除く同居親族数} \times 380,000\text{円} + \text{特別控除の金額}}{12\text{ヶ月}} \right) =$$

② 給与所得以外の所得のある方

$$\frac{\text{所得金額}}{12\text{ヶ月}} - \left(\frac{\text{本人を除く同居親族数} \times 380,000\text{円} + \text{特別控除の金額}}{12\text{ヶ月}} \right) =$$

一般世帯

0 ～ 123,000円 所得区分 1

123,001 ～ 153,000円 所得区分 2

153,001 ～ 178,000円 所得区分 3

178,001 ～ 200,000円 所得区分 4

裁量世帯

200,001 ～ 238,000円 所得区分 5

238,001 ～ 268,000円 所得区分 6

(2) 収入を得ている方が2人以上ある場合

$$\frac{\text{給与所得控除後の金額又は所得金額の合計額}}{12\text{ヶ月}} - \left(\frac{\text{本人を除く同居親族数} \times 380,000\text{円} + \text{特別控除の金額}}{12\text{ヶ月}} \right) =$$

*別居の扶養親族のある方は、上記の「同居親族数」に含まれます。

*生活保護、失業保険、遺族(恩給)年金、福祉(障害)年金、仕送り等、非課税所得や退職金などの、一時所得は収入としません。また、前年の1月2日以降に就職・転職等をした場合の所得額の算出方法は、上記にあてはまりませんので個別にお問い合わせください。

表1 年間所得金額から差引く特別控除

寡婦控除	I	夫と死別し若しくは離婚した後婚姻していない又は夫の生死が不明の方で、扶養親族のある方	一人につきその人の所得から *27万円
	II	夫と死別した後婚姻していない又は、夫の生死が不明の方で、合計所得金額が500万円以下の方	
寡夫控除		妻と死別し若しくは離婚した後婚姻していない又は妻の生死が不明の方で、扶養する親族があり、かつ、合計所得金額が500万円以下の方	
障害者控除 (特別障害者控除)		申込者又は同居親族及び扶養親族の中に心身及び知的障害者があり、手帳等を交付されている方(精神・身体に重度の障害がある方1～2級及び知的障害のある方)	一人につき 27万円 (一人につき 40万円)
老人扶養控除		年齢70歳以上で、収入のある方の扶養親族である方。	一人につき
老人配偶者控除		年齢70歳以上の控除対象配偶者である方。	10万円
特定扶養親族控除		年齢16歳以上23歳未満で、収入のある方の扶養親族と認められている方	一人につき 20万円

*印は本人の所得の範囲内

収入基準の早見表 (特別控除対象者がいない場合です。)

表2 収入金額で見る早見表 (収入及び所得を得ている方が1人の場合で
源泉徴収票では支払金額です。)

年間総収入金額 (公的年金は除く)		同居及び扶養親族数 (本人を含む)	単身	2人	3人	4人	5人	6人
年間総収入金額 (公的年金は除く)	一般世帯	所得区分1	2,367,999円以下	2,911,999円以下	3,451,999円以下	3,947,999円以下	4,423,999円以下	4,895,999円以下
		所得区分2	2,368,000	2,912,000	3,452,000	3,948,000	4,424,000	4,896,000
			2,883,999	3,423,999	3,923,999	4,395,999	4,871,999	5,347,999
		所得区分3	2,884,000	3,424,000	3,924,000	4,396,000	4,872,000	5,348,000
	3,311,999		3,823,999	4,295,999	4,771,999	5,247,999	5,723,999	
	所得区分4	3,312,000	3,824,000	4,296,000	4,772,000	5,248,000	5,724,000	
		3,675,999	4,151,999	4,627,999	5,103,999	5,575,999	6,051,999	
	裁量世帯	所得区分5	3,676,000	4,152,000	4,628,000	5,104,000	5,576,000	6,052,000
4,247,999			4,723,999	5,195,999	5,671,999	6,147,999	6,617,778	
所得区分6		4,248,000	4,724,000	5,196,000	5,672,000	6,148,000	6,617,779	
		4,695,999	5,171,999	5,647,999	6,123,999	6,595,999	7,017,778	

表3 所得金額で見る早見表 (所得証明書の所得金額又は源泉徴収票では所得控除後の金額です。(入居者全員の合算額))

年間総所得金額		同居及び扶養親族数 (本人を含む)	単身	2人	3人	4人	5人	6人
年間総所得金額	一般世帯	所得区分1	1,476,000円以下	1,856,000円以下	2,236,000円以下	2,616,000円以下	2,996,000円以下	3,376,000円以下
		所得区分2	1,476,001	1,856,001	2,236,001	2,616,001	2,996,001	3,376,001
			1,836,000	2,216,000	2,596,000	2,976,000	3,356,000	3,736,000
		所得区分3	1,836,001	2,216,001	2,596,001	2,976,001	3,356,001	3,736,001
	2,136,000		2,516,000	2,896,000	3,276,000	3,656,000	4,036,000	
	所得区分4	2,136,001	2,516,001	2,896,001	3,276,001	3,656,001	4,036,001	
		2,400,000	2,780,000	3,160,000	3,540,000	3,920,000	4,300,000	
	裁量世帯	所得区分5	2,400,001	2,780,001	3,160,001	3,540,001	3,920,001	4,300,001
2,856,000			3,236,000	3,616,000	3,996,000	4,376,000	4,756,000	
所得区分6		2,856,001	3,236,001	3,616,001	3,996,001	4,376,001	4,756,001	
		3,216,000	3,596,000	3,976,000	4,356,000	4,736,000	5,116,000	

8-I . 申込みに添付する書類

平成20年 4月 1日 (火) から 6月30日 (月) までの申込みの場合

(1) 住民票 (外国人の方は外国人登録証) …市町村が発行します。

- * 申込者及び同居しようとする「親族全員」のもの。「別居扶養親族」の方も必要です。
- * 世帯主との続柄掲載のある住民票に限ります。

(2) 申込者及び同居親族で、収入のある方のそれぞれの収入を証明する次の書類

給与所得の方

- ① 所得証明 [平成18年分] …市町村が発行します。
 - ② 源泉徴収票 [平成19年分] …現勤務先のもの。
 - ③ 収入証明書 (下記の方は申込書の「収入証明書」欄に現勤務先の証明も必要です。
- } 両方必要です。

I	平成18年1月以降に勤務先を変更又は新たに就職された方	上記①②も必要です。
II	平成19年1月以降に勤務先を変更又は新たに就職された方	上記①も必要です。

- * 源泉徴収票及び収入証明書は、必ず勤務先の社印又は代表者印が押印してあるものに限りません。
- * 給与所得者の方でも複数から収入を得ている方については、確定申告の控が必要です。

④ 健康保険証のコピー

確定申告をしている方

- ① 所得証明 [平成18年分] …市町村が発行します。
 - ② 確定申告の写し [平成19年分]
 - ③ 健康保険証のコピー
- } 両方必要です。

年金を受給している方

- ① 所得証明 [平成17年分] …市町村が発行します。
 - ② 公的年金等の源泉徴収票、年金振込み通知書等年金受給証明
 - ③ 健康保険証のコピー
- } 両方必要です。

無収入の方

申込者及び同居親族が無収入で上記の書類では無収入であることが不明な方はそれを証明できる書類

例 所得証明、退職証明書、離婚届、雇用保険受給証など

(3) 申込者によっては、その他必要となる書類があります。

例 生活保護の受給証明、年金受給証明、公営住宅居住証明、障害者手帳、戸籍謄本など

(4) 納税証明書(申込者及び同居しようとする「親族全員」のもので3年間分でまた、納税をしているものすべて) [平成17・18・19年度分] ※課税無しの場合は非課税証明書

8-Ⅱ. 申込みに添付する書類

平成20年 7月 1日(火)から12月26日(金)までの申込みの場合

(1) 住民票 (外国人の方は外国人登録証) …市町村が発行します。

- * 申込者及び同居しようとする「親族全員」のもの。「別居扶養親族」の方も必要です。
- * 世帯主との続柄掲載のある住民票に限ります。

(2) 申込者及び同居親族で、収入のある方のそれぞれの収入を証明する次の書類

給与所得の方

- ① 所得証明 [平成19年分] …市町村が発行します。
 - ② 源泉徴収票 [平成19年分] …現勤務先のもの。
 - ③ 収入証明書 (下記の方は申込書の「収入証明書」欄に現勤務先の証明も必要です。
- } 両方必要です。

I	平成18年1月以降に勤務先を変更又は新たに就職された方	上記①②も必要です。
II	平成19年1月以降に勤務先を変更又は新たに就職された方	上記①も必要です。

- * 源泉徴収票及び収入証明書は、必ず勤務先の社印又は代表者印が押印してあるものに限りません。
- * 給与所得者の方でも複数から収入を得ている方については、確定申告の控が必要です。

④ 健康保険証のコピー

確定申告をしている方

- ① 所得証明 [平成19年分] …市町村が発行します。
 - ② 確定申告の写し [平成19年分]
 - ③ 健康保険証
- } 両方必要です。

年金を受給している方

- ① 所得証明 [平成19年分] …市町村が発行します。
 - ② 公的年金等の源泉徴収票、年金振込み通知書等年金受給証明
 - ③ 健康保険証のコピー
- } 両方必要です。

無収入の方

申込者及び同居親族が無収入で上記の書類では無収入であることが不明な方はそれを証明できる書類

例 所得証明、退職証明書、離婚届、雇用保険受給証など

(3) 申込者によっては、その他必要となる書類があります。

例 生活保護の受給証明、年金受給証明、公営住宅居住証明、障害者手帳、戸籍謄本など

(4) 納税証明書(申込者及び同居しようとする「親族全員」のもので3年間分でまた、納税をしているものすべて) [平成17・18・19年度分] ※課税無しの場合は非課税証明書

8-Ⅲ. 申込みに添付する書類

平成21年 1月 5日(月) から 3月31日(火) までの申込みの場合

(1) **住民票** (外国人の方は外国人登録証) …市町村が発行します。

- * 申込者及び同居しようとする「親族全員」のもの。「別居扶養親族」の方も必要です。
- * 世帯主との続柄掲載のある住民票に限ります。

(2) **申込者及び同居親族で、収入のある方のそれぞれの収入を証明する次の書類**

給与所得の方

- ① 所得証明 [平成19年分] …市町村が発行します。
 - ② 源泉徴収票 [平成20年分] …現勤務先のもの。
 - ③ 収入証明書 (下記の方は申込書の「収入証明書」欄に現勤務先の証明も必要です。
- } 両方必要です。

I	平成18年1月以降に勤務先を変更又は新たに就職された方	上記①②も必要です。
II	平成19年1月以降に勤務先を変更又は新たに就職された方	上記①も必要です。

- * 源泉徴収票及び収入証明書は、必ず勤務先の社印又は代表者印が押印してあるものに限りません。
- * 給与所得者の方でも複数から収入を得ている方については、確定申告の控が必要です。

④ 健康保険証のコピー

確定申告をしている方

- ① 所得証明 [平成19年分] …市町村が発行します。
 - ② 確定申告の写し [平成20年分] …確定申告済の方→申告書
 - ③ 健康保険証のコピー [平成20年分] …確定申告未済の方→申告予定額の申告書
- } 両方必要です。

年金を受給している方

- ① 所得証明 [平成19年分] …市町村が発行します。
 - ② 公的年金等の源泉徴収票、年金振込み通知書等年金受給証明
 - ③ 健康保険証のコピー
- } 両方必要です。

無収入の方

申込者及び同居親族が無収入で上記の書類では無収入であることが不明な方はそれを証明できる書類

例 所得証明、退職証明書、離婚届、雇用保険受給証など

(3) **申込者によっては、その他必要となる書類があります。**

例 生活保護の受給証明、年金受給証明、公営住宅居住証明、障害者手帳、戸籍謄本など

(4) **納税証明書(申込者及び同居しようとする「親族全員」のもので3年間分であつた、納税をして**
いるものすべて) [平成18・19・20年度分] ※課税無しの場合は非課税証明書